

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県情報公開条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第六十七号）（県政情報センター）

一 趣旨

行政不服審査法の全部改正に伴い、埼玉県情報公開条例に基づく開示決定等に対する審査請求について審理員による審理手続の適用除外等をするための改正

二 内容

- (一) 行政不服審査法の審理員に関する規定を適用除外とする規定の新設
- (二) 情報公開審査会の審理手続に関する規定の整備
- (三) 新行政不服審査法の用語に改める規定の整備
- (四) その他の規定の整備

三 施行期日

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日

ただし、第十条第一号ハの改正規定は、公布の日